

# 「戦争する国づくり」とめよ

# 国 労 水 戸

国労水戸地方本部  
水戸市中央1-1-11  
ENVビル2F  
029-221-4008  
発行責任者 塚原良雄  
編集責任者 坂本公則

## 安倍政権の暴走にまった



国労東本部は5月15日、『戦争法案』の閣議決定・国会提出に抗議するとともに安全保障法整備の中止を求める声明を出し、全組合員とJRで働く全ての労働者へ向け訴えました。

5月14日、安倍内閣は、自民、公明両党が合意した安全保障法制を構成する11法案を閣議決定し、法案を国会に提出することを決めた。私たちは、この暴挙に断固として抗議する。

今回、国会に提出される法案は、海外派遣法制と有事法制をまとめて改定する一括法の「平和安全法制整備法」と、恒久法として自衛隊をいつでもどこでも他国軍の戦闘支援に派兵できる新たな法律「国際平和支援法」である。

この「平和安全法制整備法」は、平和・安全というその名称とは裏腹に、実態は米軍など他国軍隊が武力攻撃を受けた時、自衛隊が「集団的自衛権」を行使するというものである。

また、一括法案のなかの「重要影響事態法」は現行の周辺事態法を改正し、「周辺」の定義を限りなく拡大して他国軍隊を支援することを名目に、世界的規模で戦争に参加できることを可能とするものである。さらに新法である「国際平和支援法」はこれまでイラク戦争など限定的に特別措置法で自衛隊の海外派遣を行ってきた方式をやめ、恒久法で制約を撤廃し、いつでもどこでも多国軍隊への武器弾薬の提供を行うというものである。

その後も、日本国憲法第9条は「戦争を永久に放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を認めない」ことを明確に定めている。今回の『戦争法案』の国会提出は憲法の明文改正もないまま、米国の一切の目的のない「戦争態勢を構築すること」を目的に、「戦争できる国づくり」

のためには解釈改憲・立法改憲を強行するものである。自衛隊はこれまでPKO活動等で海外に派遣されているが、一回も銃を発射したことや、一人も銃撃を受けたことがない。まさに、日本国憲法の「戦争放棄」の規定と現行法による自衛隊活動への厳しい制約があるからこそのである。

先般、米国を訪問した安倍首相は、オバマ大統領との会談で「日米同盟強化」を強調して「グローバル（地球規模）な射程を有する」と謳った「日米共同ビジョン声明」を発表した。あわせて、沖縄の民意を無視して「辺野古の新基地建設を強行する」と約束すると同時に米国会では「今国会で安保法制を成立させる」と豪語した。国会でも議論されず、ましてや日本国民の合意もない法案の成立をなぜ他国の議会で約束するのかという怒りと憤りの声が全国各地から沸き起こっている。

国鉄労働組合は、第二次世界大戦の惨禍から、戦後一貫して戦争に反対し、世界の平和を求めて闘ってきた。また、ベトナム戦争などのあらゆる侵略戦争に反対し、国際連帯を強めて闘い抜いてきた歴史がある。

『戦争法案』の阻止に向け、今こそ広範な人びとと連帯し、共同行動を強め、世論を喚起し、日本の平和と民主主義を守るため、全力をあげて闘うことを呼びかけるものである。

もう一人の仲間を国労に  
大胆に訴えよう



2015年 5月15日  
国鉄労働組合東日本本部